2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十五条　第四条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存する農業用ため池（以下「既存農業用ため池」という。）の所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに、第四条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2　既存農業用ため池の所有者等（所有者が前項の規定による届出をしたときは、その所有者）は、同項の規定により届け出た事項に変更があったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　都道府県知事は、その区域内において第一項の規定による届出がされていない既存農業用ため池があることを知ったときは、相当の期間を定めて、当該届出をすべき者に対し、その期間内に届出をすべき旨を催告するものとする。

4　市町村長は、その区域内において第一項の規定による届出がされていない既存農業用ため池があることを知ったときは、遅滞なく、都道府県知事に対し、その旨を通知するものとする。

（罰則）

第三条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　前条第一項の規定による届出について正当な理由がなく同条第三項の規定による催告に係る期間内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

農林水産大臣　**吉川　貴盛**
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

法律第十八号

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　国際博覧会推進本部（第二条―第十二条）
第三章　基本方針（第十三条）
第四章　博覧会協会（第十四条―第二十一条）
第五章　博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置等
第一節　国の補助（第二十二条）
第二節　寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第二十三条）
第三節　博覧会協会への国の職員の派遣等（第二十四条―第三十六条）
第六章　罰則（第三十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、平成三十七年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）が国家的に特に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。

第二章　国際博覧会推進本部

（設置）

第二条　博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、国際博覧会推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第三条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第十三条第一項に規定する基本方針（次号において単に「基本方針」という。）の案の作成に関すること。

二　基本方針の実施を推進すること。

三　前二号に掲げるもののほか、博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第四条　本部は、国際博覧会推進本部長、国際博覧会推進副本部長及び国際博覧会推進本部員をもって組織する。

（国際博覧会推進本部長）

第五条　本部の長は、国際博覧会推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（国際博覧会推進副本部長）

第六条　本部に、国際博覧会推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び国際博覧会担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（国際博覧会推進本部員）

第七条　本部に、国際博覧会推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。